

事務連絡
令和4年12月9日
最終改正：令和8年3月31日

別記1あて

大臣官房会計課長

物品・役務等の総合評価落札方式における賃上げを実施する企業等の賃上げ実績の確認について

総合評価落札方式において、賃上げによる加点措置（以下、「加点措置」という。）を受けた企業又は加点措置を受けた共同企業体を構成する企業（以下、「企業等」という。）の賃上げ実績の確認については、「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和3年12月24日付け国官会第16409号、国官技第243号、国営管第528号、国営計第150号、国港総第526号、国港技第65号、国空予管第677号、国空空技第381号、国空交企第210号、国北予第47号）、「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置に係る運用等について」（令和4年2月8日付け大臣官房会計課長等事務連絡）及び「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業の事業年度開始月と賃上げ実施月が異なる場合の取扱いについて」（令和4年12月9日付け大臣官房会計課長等事務連絡）により定めているところであるが、今般、対象となる契約に関する賃上げ実績の確認の詳細について、下記のとおり定めたので留意して取り扱われたい。

記

1. 対象となる契約

本通知の対象となる契約は、本省官庁営繕部、航空局、地方航空局、地方整備局、北海道開発局、国土技術政策総合研究所（港湾空港研究関係を除く）及び国土地理院を除く部局が発注する工事及び建設コンサルタント業務等の契約並びに全ての部局が発注する物品・役務の契約のうち、受注者が加点措置を受けた全ての契約とする。

2. 賃上げ実績の確認に係る資料の提出についての事前把握について

契約担当官等は、表明書記載の事業年度又は暦年が終了する2週間程度前に、様式1、様式2により、加点措置を受けた企業等に対して次に掲げる事項を確認し、把握するものとする。また、当該把握に係る受注者からの回答

については1ヶ月以内を目途に行わせることとする。なお、当該把握に合わせて、賃上げ実績確認書類（以下「確認書類」という。）の提出期限を周知するものとする。

- (1) 賃上げ表明により、総合評価落札方式による入札において加点措置を受けた契約の契約年月日、契約件名等。
- (2) 賃上げ実施期間として当初表明した期間及び実際に賃上げを実施した期間。
- (3) (4. (1) ①に掲げる提出期限の延長をする場合のみ) 法人税法第75条の2の規定により延長された法人税申告書等の提出期限。
- (4) 賃上げ実績確認に関し、一元的に窓口となる当該企業等の部署。
- (5) その他、様式2により求める必要事項。

3. 確認書類の提出について

- (1) 様式3及び(2)に掲げる確認書類を提出させるものとする。
なお、複数の契約が加点措置されている企業等に提出させる書類は1部で足りるものとする。(ただし、契約実績のある部局ごとに提出させる。)
- (2) 確認書類は、以下のとおりとする。
 - ① 事業年度単位で賃上げを表明した場合(③を提出する場合を除く。)
法人事業概況説明書
 - ② 暦年単位で賃上げを表明した場合(③を提出する場合を除く。) 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表
 - ③ 税理士又は公認会計士等の第三者により同等の賃上げ実績を確認することができると思われる書類を①及び②に掲げる書類に代える場合 当該書類(「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置に係る運用等について」別紙様式ほか(賃上げを実施する期間を事業年度開始月又は暦年開始月よりも後の賃上げ実施月から1年間に変更した場合における例年の賃上げ実施月がわかる資料を含む))

4. 確認書類の提出期限等について

- (1) 確認書類を提出する期限については、賃上げ実施期間終了月の月末から3か月以内とする。ただし、次に掲げる場合には、それぞれに定める期限とする。
 - ① 法人事業概況説明書を提出する場合であって、法人税法(昭和40年法律第34号)第75条の2の規定により、法人税申告書等の提出期限の延長を行う場合 同条の規定により延長された法人税申告書等の提出期限
 - ② 事業年度の開始時よりも前の賃上げを実施したときから1年間を賃上げ実施期間とする場合 事業年度終了後3か月以内
- (2) (1)の確認書類を提出する期限は、令和4年8月8日付事務連絡

「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」に基づく減点措置の取扱いについて」に基づき、天災地変等やむを得ない事情により賃上げを実行することができなかった者が、減点免除の申請を行う期限について準用する。なお、減点免除の申請は理由とともに申し出させること。

- (3) (1)の規定にかかわらず、確認書類についてやむを得ない理由により(1)の期限までに提出が困難な場合には、契約担当官等が認める場合に限り、提出期限の延長を認めることができる。この場合、(1)の期限までに、その旨を理由とともに申し出させること。

5. 賃上げ実績の確認期間について

契約担当官等が、提出された確認書類により、賃上げ実績を確認する期限は、原則として、確認書類の提出期限の翌々月末までとする。

6. 賃上げ実績の確認結果等の報告について

(1) 契約担当官等は、確認の結果について、上記5の確認期間経過後、「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」別紙5の1に記載し、半期分をとりまとめ、毎年10月20日及び5月20日までに本省大臣官房会計課に報告する。

(2) 本省大臣官房会計課は、(1)で報告された賃上げ実績を半期ごとにとりまとめ、毎年10月31日及び5月31日までに財務省主計局法規課に報告する。

7. 賃上げ実績が確認できない場合の報告について

(1) 契約担当官等は、確認の結果、賃上げ未達成と判断された場合、上記5の確認期間経過後、対象者を「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」別紙5の2に記載し、四半期分をとりまとめ、毎年7月10日、10月10日、1月10日、4月10日までに本省大臣官房会計課に報告する。

(2) 本省大臣官房会計課は、(1)で報告された対象者を四半期ごとにとりまとめ、毎年7月15日、10月15日、1月15日、4月15日までに財務省主計局法規課に報告する。

以上

様式 1

賃上げ実績の確認に係る資料の提出についての事前把握について

令和 年 月 日

対象受注者 殿

入札時に提出された「従業員への賃金引上げ計画の表明書」記載の表明内容の実施状況を確認するに先立ち、貴社からの確認書類の提出時期等を把握するため、事前に把握しておくべき事項について記入様式を送付します。様式中の各項目について記入の上、提出をお願いします。

<事前把握事項（詳細は様式 2 を参照のこと。）>

- (1) 賃上げ表明により、総合評価落札方式による入札において加点措置を受けた契約の契約年月日、契約件名等。
- (2) 賃上げ実施期間として当初表明した期間及び実際に賃上げを実施した期間。
- (3) (法人事業概況説明書を提出する場合であって、法人税法第 75 条の 2 の規定により、法人税申告書等の提出期限の延長を行う場合のみ) 延長後の法人税申告書等の提出期限。
- (4) 賃上げ実績の確認に関し、国土交通省とのやり取りについて、一元的に窓口となる貴社の部署。
- (5) その他、様式 2 により求める必要事項。

以上

様式 2

自動入力	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪		⑫	⑬	⑭			⑮	⑯	自動入力	
	エラーがある場合この列に表示されます。	契約年月日	部局名	事務所名 ※1 事務所における契約でない場合は、空欄。	契約件名	落札企業名 ※2 共同企業体の場合は、共同企業体名を記入。	共同企業体の構成員としての企業名 ※3 共同企業体の場合は、共同企業体名を記入。単体としての受注の場合は、空欄。	法人番号	大企業 or 中小企業等 ※4 法人税法の改正に伴うグループ通算制度への移行に留意すること。	事業年度 or 暦年	表明書記載の賃上げ期間 ※5 事業年表明の場合は事業年の「202X年●月●日～202X年○月○日」と、暦年表明の場合は「202X年1月1日～202X年12月31日」と記入。		実際の賃上げ期間 ※6 事業年度開始時よりも前の賃上げを実施したときから若しくは事業年度開始月又は暦年開始月よりも後の賃上げ実施月から1年間を記入。当初の表明書記載のとおりであれば、空欄。		予定している賃上げ実績確認書類 （確認書類A～Gシートを参照し、該当するものを選択） ※7 事前把握時点の見込みであり、実績確認時に変更することを妨げるものではない。	法人税申告書等の提出期限の延長を行う場合の延長の提出期限 ※8 法人事業概況説明書を確認書類とする場合（⑫でDを選択）で、法人税法第75条の2の規定により、法人税申告書等の提出期限の延長を行う場合のみ記載。延長しない場合は、空欄。	企業窓口 部署名 電話番号 メールアドレス			賃上げ実績確認書類の提出期限 （前欄+3ヶ月（後ろ倒しの場合⑮+3ヶ月）） ※ただし※5による提出期限延長の場合は⑯		
例1		2022/○/○	○○地整	○○事務所	○○車両管理業務	○○株式会社	XXXXXXXXXX	中小企業等	暦年	2022年1月1日	～	2022年12月31日		～		C その他様式 (税理士等確認)	2024年3月	本社営業部●●課	XX-XXXX-XXXX	XXX@XXX	2023年12月31日	
例2		2022/○/○	○○地整	-	○○業務	○○株式会社	XXXXXXXXXX	大企業	事業年度	2022年4月1日	～	2023年3月31日	2022年4月1日	～	2023年3月31日	D 法人事業概況説明書		東京本社△△部××課	XX-XXXX-XXXX	XXX@XXX	2023年7月31日	
1																						
2																						
3																						

赤字の※は以下のとおり。

- ※1 事務所における契約でない場合は、空欄。
- ※2 共同企業体の場合は、共同企業体名を記入。
- ※3 共同企業体の場合のみ記載。単体としての受注の場合は、空欄。
- ※4 法人税法の改正に伴うグループ通算制度への移行に留意すること。
- ※5 事業年表明の場合は事業年の「202X年●月●日～202X年○月○日」と、暦年表明の場合は「202X年1月1日～202X年12月31日」と記入。
- ※6 事業年度開始時よりも前の賃上げを実施したときから若しくは事業年度開始月又は暦年開始月よりも後の賃上げ実施月から1年間を記入。当初の表明書記載のとおりであれば、空欄。
- ※7 事前把握時点の見込みであり、実績確認時に変更することを妨げるものではない。
- ※8 法人事業概況説明書を確認書類とする場合（⑫でDを選択）で、法人税法第75条の2の規定により、法人税申告書等の提出期限の延長を行う場合のみ記載。延長しない場合は、空欄

様式2 (別紙)

					企業から発注者への提出期日		
					1ヶ月目	2ヶ月目	3ヶ月目
	表明	賃上げ期間	確認書類	賃上げ期間等			
A	暦年表明	暦年通り	給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表	賃上げ期間 = 暦年	受注企業における 賃上げ実績証明 資料作成期間		
B			その他様式 (税理士等確認)	賃上げ期間 = 暦年			
C	後ろ倒し	その他様式 (税理士等確認)	事業年度	賃上げ期間			
D	事業年度表明	事業年度通り	法人事業概況説明書	賃上げ期間 = 事業年度			
E			その他様式 (税理士等確認)	賃上げ期間 = 事業年度			
F		前倒し (※1)	その他様式 (税理士等確認)	賃上げ期間			
G		後ろ倒し	その他様式 (税理士等確認)	賃上げ期間			

様式3

賃上げ実績確認関連書類の提出について

令和 年 月 日

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇官

〇〇長 〇〇 〇〇 殿

会 社 名

代表者名

担当者名

当社は、賃上げを実施する旨の表明により、以下に掲げる総合評価落札方式を用いた入札手続において、加点措置を受け、受注しました。

適正な賃上げを行ったことを示すため、別添のとおり、同期間における賃上げ実績を明らかにする資料を提出いたします。

当初表明した賃上げ実施期間：令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

実際の賃上げ実施期間：令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

(賃上げを実施する旨表明した期間において加点措置を受けて受注した契約)

契約年月日	部局名	事務所名	契約件名
〇/〇/〇	〇〇局	〇〇事務所	〇〇業務

※ 事務所名欄について、事務所における契約でない場合は空欄とすること。

別記 1

大臣官房会計課長 殿	九州地方整備局長 殿
大臣官房官庁営繕部長 殿	北海道開発局長 殿
自動車局長 殿	北海道運輸局長 殿
港湾局長 殿	東北運輸局長 殿
航空局長 殿	関東運輸局長 殿
北海道局長 殿	北陸信越運輸局長 殿
国土技術政策総合研究所長 殿	中部運輸局長 殿
国土技術政策総合研究所副所長 殿	近畿運輸局長 殿
国土交通大学校長 殿	中国運輸局長 殿
国土地理院長 殿	四国運輸局長 殿
海難審判所長 殿	九州運輸局長 殿
東北地方整備局長 殿	神戸運輸監理部長 殿
関東地方整備局長 殿	東京航空局長 殿
北陸地方整備局長 殿	大阪航空局長 殿
中部地方整備局長 殿	観光庁次長 殿
近畿地方整備局長 殿	気象庁長官 殿
中国地方整備局長 殿	運輸安全委員会事務局長 殿
四国地方整備局長 殿	海上保安庁長官 殿